

一般社団法人埼玉県環境産業振興協会

会長 小林 増雄 様

埼玉県環境部産業廃棄物指導課長 山井 毅



PCBの適正処理推進に係る協力について（依頼）

日頃、廃棄物の適正処理の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は化学的に安定した性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体など様々な用途で利用されていました。しかし、昭和43年のカネミ油症事件を契機に、健康被害を生ずるおそれがある物質として製造、使用が禁止されるとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特別措置法」という。）が制定され、高濃度PCB廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）の処理施設で処理されることになりました。

PCB特別措置法に基づき、埼玉県内の高濃度PCB廃棄物は「変圧器・コンデンサー等」が令和4年3月31日までに、「安定器及び汚染物等」が令和5年3月31日までにJESCOへ処分を委託することが義務付けられており、処分期間の末日が迫ってきました。

こうした中、首都圏1都3県12市で構成する東京PCB廃棄物処理事業に係る首都圏広域協議会では、本年9月を「PCB適正処理推進月間」と定め、高濃度PCB廃棄物等の適正処理について関係事業者を指導するとともに、啓発活動を実施していく予定です。

つきましては、下記について貴団体の会員、顧客等の皆様に改めて周知いただき、PCB廃棄物の期限内処理の徹底に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 PCB含有電気機器等の届出・期限内処理の徹底

PCB含有電気機器等を東京都内で保管・使用している事業者は、PCB廃棄物特別措置法等に基づき、埼玉県又は各政令市（さいたま市、川越市、越谷市、川口市）への毎年の届出と、別表の処分期間に基づく期限内処理が義務付けられています。

2 PCB含有安定器（照明器具用）の調査

所在を把握していない照明器具用安定器の保有状況を確認し、処分期間である令和4年3月31日までに所有者に確実に処理していただくため、平成29年度から「照明器具におけるPCB含有安定器に係る調査」を実施し、建物所有者に対して速やかな確認をお願いしています。

<照明器具におけるPCB含有安定器に係る調査の概要>

調査対象者	昭和52年3月以前に建築又は改修された建物（店舗、事務所、倉庫、共同住宅等）の所有者
調査方法	調査票の送付・回収・戸別訪問
調査内容	PCB含有安定器（照明器具用）の所有状況

3 中小企業者等に対する支援事業の活用について

中小企業者等を対象に、JESCOでの処分の際の高濃度PCB廃棄物に係る処理費用の補助制度及び、PCB使用照明器具のLED照明器具への交換に対してPCB使用照明器具の調査事業と合わせた補助制度があります。期限内処理に向けて積極的にご活用ください。

4 注意事項

PCB含有電気機器等の処分期間はPCB廃棄物特別措置法により定められています。処分期間内に処分の委託をしない場合、その後の高濃度PCB処理施設の閉鎖により事実上処分ができなくなります。さらに、同法に基づく行政処分など不利益を被ることも想定されます。

PCB含有電気機器等の確認及び処分を速やかに行っていただきますようお願いいたします。

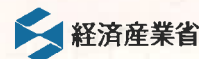
<別表> PCB含有電気機器等の処分期間（埼玉県の場合）

区分	機器・形状等	処分施設	処分期間
高濃度	変圧器・コンデンサー類等	JESCO 東京事業所	令和4年3月31日
	照明用安定器・汚染物等	JESCO 北海道事業所	令和5年3月31日
低濃度	すべて（高濃度以外）	無害化処理認定施設	令和9年3月31日

<問い合わせ先>

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1
埼玉県環境部 産業廃棄物指導課
総務・PCB指導担当 金子 石井
TEL: 048-830-3148 FAX: 048-830-4774
E-mail: a3120-02@pref.saitama.lg.jp

ご注意



古い工場やビルを お持ちの皆様へ!

※ 昭和52年(1977年)3月より以前に
建てられた工場やビルを指します

PCB使用製品・PCB廃棄物の確認、あなたは大丈夫ですか?



健康被害が出る
おそれがあります!



処分しないと**罰則!**



まもなく
処分できなくなる!



変圧器



コンデンサー



業務用・施設用蛍光灯の安定器



【高濃度PCB廃棄物の処分期間】

※ 低濃度PCB廃棄物の処分期間は令和9年3月31日まで

北海道(室蘭)事業エリア

変圧器・コンデンサー等 令和4年3月31日まで

照明器具の安定器* 令和5年3月31日まで

東京事業エリア

変圧器・コンデンサー等 令和4年3月31日まで

照明器具の安定器* 令和5年3月31日まで

豊田事業エリア

変圧器・コンデンサー等 令和4年3月31日まで

照明器具の安定器* 令和3年3月31日まで

大阪事業エリア

変圧器・コンデンサー等 令和3年3月31日まで

照明器具の安定器* 令和3年3月31日まで

北九州事業エリア

変圧器・コンデンサー等 平成30年3月31日まで

照明器具の安定器* 令和3年3月31日まで



※ マークは処理施設の場所です。
* 安定器及び汚染物等



詳しくは
「ポリ塩化ビフェニル
(PCB)早期処理情報
サイト」を
ご確認ください

【埼玉県の問い合わせ先】

埼玉県環境部産業廃棄物指導課(048-830-3148)及び県内の各環境管理事務所
(さいたま市、川越市、越谷市、川口市内の事業所については各市が窓口となります。)

銘板確認のため、通電中の変圧器・コンデンサーに近づくと感電の恐れがあり大変危険です。 必ず電気保安技術者に依頼して確認してください。

PCB ポリ塩化ビフェニル ってなに？

PCBは燃えにくく電気絶縁性に優れていたため、変圧器やコンデンサー、安定器等の電気機器の絶縁油として広く使用されました。しかし、有害であることが判明したため、昭和47年以降は製造や新たな使用は禁止されました。このため、絶縁油にPCBを使用した変圧器やコンデンサー、安定器等で廃棄物になったものはPCB廃棄物として特別な保管・処分をしなければなりません。



注意点

- PCB廃棄物はPCBの漏洩が生じないように適正に保管・管理してください。
- 保管及び処分の状況について都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)に毎年届け出なければなりません。
- 収集運搬や処分するときは許可業者に委託しなければなりません。
- PCB廃棄物の譲り渡し、譲り受けは原則禁止されています。



高圧変圧器 高圧コンデンサー

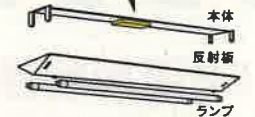


今すぐ
ご確認ください!

高圧引き込み線がある建物は要注意!



業務用・施設用蛍光灯の安定器



蛍光灯安定器の劣化により
蛍光灯種器から
PCB油が
漏れ出した例

健康被害 が出るおそれがあります!



PCBは急性毒性はありませんが、脂肪に溶けやすく、慢性的に摂取すると体内に蓄積し、様々な症状を引き起こすおそれがあります。一般にPCBによる中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着などから始まり、ついで、座瘡様皮疹(塩素ニキビ)、爪の変形、まぶたや関節のはれなどが報告されています。1968年に「カネミ油症」という日本史上に残るような食中毒事件がありました。PCBを摂取した人から生まれた赤ちゃんの皮膚にはメラニン沈着が起き、生まれた赤ちゃんの肌が黒くなってしまいます。「黒い赤ちゃん」という名前で報道され、事件の象徴的ワードとして社会に大きな衝撃を与えました。



処分しないと 罰則!

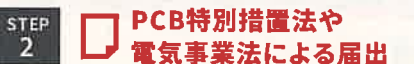
国際条約と法律でPCB廃棄物の処分は義務付けされており、地域ごとに定められた処分期間内に処分をしないと罰則があります。詳しくはホームページをご確認ください。
▶ <http://pcb-soukishori.env.go.jp/download/pdf/full9.pdf>
また、不法投棄、不法な搬送、無許可業者への処分等の委託は禁止されています。処分するまでは適正に保管してください。改善命令違反には三年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金又は併科が処せられます。



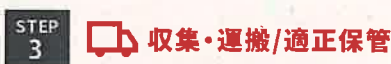
まもなく 処分できなくなる!

PCB廃棄物は定められた期限までに処分しなければならず、期限を過ぎると事実上処分することができなくなります。この期限は、処理施設の立地自治体との約束で設けられており、期限の延長はできません。期限間際には混雑が予想されるため、早めの手続きをお願いします。国としても、国際的に定められた期限までにPCBを処分しなければならないことから、責任を持って取組を進めています。

PCB使用製品・PCB廃棄物を処分するまでの流れ



PCB使用製品の所有者は、変圧器・コンデンサー等を各産業保安監督部長に、照明器具の安定器等を都道府県知事(又は政令で定める市長)に、PCB廃棄物の保管事業者は、いずれも都道府県知事(又は政令で定める市長)に届出をしなければなりません。



PCB廃棄物の収集運搬業許可を取得している業者に委託し、契約後マニフェスト(伝票)の交付・保存(5年)、搬出の立ち合いが必要です。



廃棄物のPCB濃度や保管事業者の地域によって処分する場所が異なります。また、高濃度PCB廃棄物を中小企業者等が処分する場合、費用が軽減される措置があります。詳しくは下配URLを参照してください。

▶ https://www.jesconet.co.jp/customer/discount_03.html

詳しくは「ポリ塩化ビフェニル(PCB)早期処理情報サイト」をご確認ください

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/> PCB早期処理

